

委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

第1条 本業務は、徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書 平成29年7月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(再委託)

第2条 土木建築工事設計業務等委託契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- 一 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断等
- 二 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受託者は、「軽微な業務」であるコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作について再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。

3 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 受託者は、設計業務等を再委託する場合、書面により下請人との契約関係を明確にしておくとともに、下請人に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、下請人が、徳島県の一般競争入札及び指名競争入札参加資格者である場合については、指名停止期間中であつてはならない。

(主任技術者)

第3条 受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として主任技術者を定め、主任技術者通知書を契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。また、この主任技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から5日以内に監督員に主任技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

2 主任技術者は、作業の管理及び統括を行うほか、一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。)を有する者である。

3 受託者は、主任技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。

4 受託者は、主任技術者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(健康保健証等の写し)を監督員に提出しなければならない。